

令和8年度鹿児島県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金Q&A

(R8.9.25更新)

NO	記載日	内容	質問	回答
1	R8.9.25	申請方法	法人で複数の訪問介護事業所を運営しているが、事業所単位での申請は可能か。	事業所単位での申請はできませんので、法人でとりまとめて申請をお願いいたします。
2	R8.9.25	事業期間	事業を実施できるのは、交付決定後からか。	事業実施期間内（令和8年4月1日～令和9年1月31日）であれば、交付申請の対象となります。ただし、交付申請書類等の審査の後、採択するか否かを決定するため、現時点で必ずしも採択されるとは限りませんので、ご了承ください。
3	R8.9.25	申請内容	国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金を申請しているが、本補助金も申請できるか。	国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金で申請している内容を本補助金で申請することはできません。
4	R8.9.25	申請内容	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について、雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるのか。	雇用契約を結んだ訪問介護員等に対する同行支援を想定しているため、雇用関係のない方の職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外です。
5	R8.9.25	申請内容	「経験年数が短い訪問介護員等への同行支援」について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか。	経験年数が短い訪問介護員等とは経験年数が1年未満の職員及び1年以上訪問介護業務に従事していなかった職員を指します。
6	R8.9.25	申請内容	保険サービスの介護予防・総合事業サービスの訪問型及び、障がい福祉サービスの居宅介護は対象とならないのか。	対象事業所は、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所としておりますので、介護保険サービスの介護予防・総合事業サービスの訪問型及び、障がい福祉サービスの居宅介護は対象となりません。
7	R8.9.25	申請内容	身体介助の負担が大きい利用者を対象にサービスを提供する場合等において、2人での訪問が必要であり、2人の訪問介護員等による訪問介護加算（100分の200）を算定している。 このときに2人のうち1人が経験年数が短い職員であり、2人の他にもう1人追加で同行訪問させる場合は対象となるか。（計3名で訪問するケース）	2人の訪問介護員等による訪問介護加算の算定対象となる2人とは別に、経験年数の短い職員への同行支援等のため追加で同行訪問する職員に係る経費は、補助対象となります。